

入札の辞退について

- 1 入札を辞退される方は、電子入札システムにより入札辞退届を提出してください。
- 2 入札書又は入札辞退届の提出がない者については、欠席として取り扱います。
- 3 入札を辞退又は欠席した場合に、これを理由として以後の指名等において不利益な取り扱いを受けることはありません。
- 4 入札書提出後については、配置予定技術者が配置できなくなったなど参加資格を喪失したと認められる場合には、開札までに契約監理課に入札辞退理由書を提出することで入札を辞退することができます。